

令和5年第2回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年2月7日（火） 午後1時30分から午後1時55分まで
2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室
3. 出席委員 （20人）

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫
	21番	菊岡 祐一

4. 議事日程

- | | |
|---------|-----------------------------------------------|
| 日 程 第 1 | 会期決定の件 |
| 日 程 第 2 | 会議録署名委員決定の件 |
| 日 程 第 3 | 議案 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） |
| 日 程 第 4 | 議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式） |
| 日 程 第 5 | 議案 第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明について |
| 日 程 第 6 | 報告 第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決） |
| 日 程 第 7 | 報告 第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決） |
| 日 程 第 8 | 報告 第 2号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決） |
| 日 程 第 9 | 報告 第37号 地目変換届について（専決） |
| 日 程 第10 | 報告 第38号 農地の現況確認について（専決） |

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 田畑 徹
事務局 住田 智章
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

5. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中14名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和5年第2回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、5番 稲田委員、6番 村田委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明します。</p> <p>本案件は平成25年4月1日～令和5年3月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。</p>

内容は議案書のとおりです。

借り手は久御山町佐古 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本利用権設定者は再設定であり、耕作地は適正に耕作されていますので問題ないと思われま。ご審議ください。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市富野 ●● ●●●です。
父の●● ●●さんから子の●● ●●●に経営移譲するためです。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。茶、野菜や水稻を耕作されており、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 ●●さんは高齢なのですか。

- 委員 ●●さんは、73歳になっておられます。
- 会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)
- 会 長 全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
- 会 長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認一括方式についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号1番について説明します。
本案件は新規設定 使用貸借です。
- 内容は議案書のとおりです。
借り手は、城陽市奈島 ●●●● ●●●● ●●●●● ●● ●●です。
本案件は平成30年3月1日～令和5年2月28日までの期間で設定された利用権設定を中間管理機構を利用して使用貸借するものです。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。●●●●さんは多くの農地を管理されており問題ないと考えます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 委員 ●●さんは多くの農地を管理されておられるので、管理については大丈夫ですか。
- 会 長 管理面で不十分な部分もありますが、頑張っって多くの農地を預かっておられます。
他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)
- 会 長 全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
- 会 長 日程第5、議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
被相続人は、城陽市寺田 ●● ●●●
相続人は、城陽市寺田 ●● ●です。
相続開始年月日は令和4年7月10日です。
資料1に位置図等を添付しております。

会長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会長 日程第6、報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号36番から40番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号36番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●●です。

受付番号37番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

付番号38番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●●です。

受付番号39番について説明します。
内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号40番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。

●●委員 ●●さんが相続された大畔の農地ですが、管理不十分となっておりますので、ご指導のほどお願いします。

会 長 他にご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

会 長 日程第7、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号1番から2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号2番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、大阪府茨木市 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

日程第7を終了します。

会 長 日程第8、報告第2号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積456平方メートルのうち357.6平方メートル 届出人は 大阪府茨木市 ●● ●●です。

456平方メートルのうち98.4平方メートルは平成29年6月に転用済みです。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として使用するためです。

すでに駐車場として使用しているため顛末書が提出されています。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。周辺に農地はなく周辺に影響もないことから、問題ないと考えます。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長 日程第9、報告第37号 地目変換届について専決しました。受付番号6番7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

届出人は、京都市左京区 ●● ●●です。

受付番号7番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

届出人は、城陽市中 ●● ●●です。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明をしました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 日程第10、報告第38号 農地法第2条第1項の規定による申請について専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
土地の所在は城陽市奈島
内容は議案書のとおりです。

申請人は 城陽市奈島 ●● ●●です。
過去に農地転用許可を受け、農地台帳から除外されていましたが、現在まで農地として使用されています。
●●さんから現地確認申請が提出されたため、1月12日に●●委員、事務局が現地で確認し、農地として耕作していることが確認できたため、農地台帳に登載することとなりました。
資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地として耕作されており問題ないと考えます。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。

●●委員 農地台帳から除外された農地を農地台帳に登載する理由は何ですか。

事務局 昭和46年当時に農地転用申請されて許可を受けていたが、現在、農地として使用しており、申請人より農地台帳への登載依頼があったためとなります。

●●委員 亡き父親が息子の家を建築するために申請されましたが、建築することなく現在まで農地として利用されていることを申し添えます。

会 長 他にご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第2回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしく申し上げます。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員